

定例会議会議録

開催日時	令和3年7月14日（水）午前10時00分～午後0時10分
開催場所	公安委員会室、特別会議室
区分	『全体会議』議題・要旨
【報告事項】	<p>1 女性活躍推進法に基づく取組の公表について</p> <p>警務部長から、「平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、女性の職場における活躍の推進のため、数値目標を盛り込んだ女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（特定事業主行動計画）の策定と毎年の計画に基づく取組状況及び女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が、警察本部長を含む国、地方公共団体の機関の長等に対し義務付けられている。女性活躍に向けた数値目標について、宮城県警察では、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間を計画期間として「宮城県警察におけるワークライフバランス等の推進のための行動計画」を策定し、女性の活躍にかかる各種取組を実施してきたところであるが、計画期限の満了を踏まえ、本年4月に数値目標の変更等の内容の更新を行い、現在、4つの数値目標を掲げながら更なる取組を推進している。現在の状況は、①警察官総定員に占める女性警察官の割合（目標：12%）が10.3%、②男性職員の育児休業取得率（目標：10%）が2.4%、③配偶者出産休暇と育児参加のための休暇取得率（目標：それぞれ100%）が90.7%と85.9%、④職員の年次有給休暇の平均取得日数（目標：14日以上）が11.1日であり、いずれも当初の計画を策定した平成28年当時と比較すれば一定の進捗が認められる。また、これまでの女性活躍に向けた取組については、①仮眠室、トイレ等女性利用施設の改修、整備等による環境整備、②育児参加計画書の作成による男性職員の育児参加促進等、③オンラインによる女性職員の座談会の開催等ハード、ソフト両面に関する取組を推進した。</p> <p>女性の活躍推進は、日々多様化する警察事象に柔軟に対応できる組織力、警察力を強化するための組織戦略の1つであることを念頭に置き、今後も引き続き、取り組んでいく。公表内容については、県警ホームページに掲載し公表する予定である。」旨の報告を行った。</p> <p>委員：警察という特殊な職業の現場執行力を考えると、男性の育児休業取得率が10%以上という目標に無理はないのか。</p> <p>警務部長：アンケートを実施した際に、実際に育児休業を取得した者のほかに、取得を希望したが取得出来なかった者を合わせると約10%となった。業務の分担等厳しい状況もあると思うが、希望がある場合には取得できるよう目標を設定した。</p> <p>委員：希望がある場合にはぜひ取得奨励願いたい。逆に、目標を設定したために無理矢理取得しなければならないというような状況にならないようにしていただきたい。</p> <p>2 特殊詐欺対策について（上半期）</p> <p>生活安全部長から、「特殊詐欺の認知状況について、令和3年6月末現在、86件（前年同期比－5件）、被害金額、約1億775万円（同－3,495万円）である。認知件数、被害金額ともに減少傾向であるが、その約7割が高齢者の被害である。また、「オレオレ詐欺」が半年振りに発生し、6月中に6件認知している。抑止対策について、県警ホームページやマスコミを活用した広報啓発活動を推進している。また、本年6月16日から申請受付を開始した、特殊詐欺電話撃退装置補助金交付事業は、マスコミにも大きく取り上げられているほか、同撃退装置の貸出し事業については、6月末現在でその約7割が稼働状況にある。金融機関やコンビニエンスストア等との連携による水際対策については、今後とも引き続き関係機関等の協力を得ながら、更なる被害防止対策に取り組んでいく。」旨の報告があった。</p>

刑事部長から、「令和3年6月末現在の検挙状況について、実行犯の検挙件数、37件（前年同期比+8件）、検挙人員12人（同-4人）である。助長犯罪の検挙については、例年と比較し低調であるため、その原因を検証し、下半期は力を入れて取り組んでいく。検挙手口の大半がキャッシュカードを狙った「預貯金詐欺」及び「キャッシュカード詐欺盗」である。今後も、予兆電話に対する素早い立ち上がりと警戒、警らを徹底し、被疑者に対する積極的な職務質問を実施するとともに、取り調べや証拠品の精査を行い、組織上部の被疑者への突き上げ捜査等に取り組んでいく。また、犯罪に使用された固定電話の利用制限措置、口座の凍結など犯行ツール対策も徹底する。今後も、生活安全部と連携し、被害抑止と犯人検挙の両輪で、特殊詐欺の撲滅を目指していく。」旨の報告があった。」

3 株主総会特別警戒の実施結果について

組織犯罪対策局長から、「令和3年6月1日（火）から6月30日（水）まで、組織犯罪対策局長を長とする「株主総会特別警戒取締本部」を設置し、特別警戒を実施した。株主総会開催前に情報収集に努めたほか、企業からの警察への警戒要請に基づき株主総会での警戒を行った。今年は、新型コロナウイルスの影響により、総会の延期や、規模を縮小して開催する企業も見られた。期間中に警戒要請を受けた企業に対し、警察官を派遣し警戒を実施したが、いずれの株主総会当日における検挙、トラブル等の発生はなく、総会屋等の出席も確認されなかった。特別警戒期間は過ぎたが、8月中における総会も予定されていることから、引き続き対象企業と連携の上対応する。」旨の報告があった。

4 令和3年上半期における交通事故発生状況等について

交通部長から、「令和3年上半期における宮城県内の交通事故発生状況について、発生件数は1,992件（前年同期比-186件）、負傷者数は2,377人（同-293人）である。死者数は19人で、過去5年の上半期のうち、平成29年に次いで少ない数字となっている。発生件数、死者数ともに減少した要因として、年当初から関係機関と連携した、ルールとマナーの向上に向けた広報啓発の実施、速度違反等の交通違反取締りを強化したものによると考えている。交通死亡事故の主な特徴として、高齢者（65歳以上）事故が多く、前年と比較し減少したものの、死者数全体の6割以上を占めており、特に歩行者事故6名のうち5名が高齢者であり、8割を占めている。また、自車線はみ出しによる交通事故死者数は7名であり、前年と比較し減少したものの、死者数全体の約4割を占めている。下半期に向け、7月から9月にかけて車線逸脱事故等が多発する傾向にあるため、夏の交通事故防止七夕運動を展開し、多発する車線逸脱事故の抑止に努めていく。」旨の報告があった。

5 東京2020大会サッカー競技警備について

警備部長から、「宮城県において、7月21日から7月31日の間の6日間、利府町内「宮城スタジアム」においてサッカー競技が計10試合実施される予定である。今大会では、最大1万人の観客を入場させることが出来るが、1万人となる試合は、試合のある6日間のうち2日間のみである。警察本部長を長とする「総合警備実施本部」を設置し、約1,200人の体制で警備に当たる。

警備上の留意事項として、今大会は、コロナ下において開催される初めての国際的な大規模イベントであり、他県においては無観客での開催となる中、本県では有観客で開催されるほか、7月23日の開会式に先立ち開催されることとなるため、世界的に注目を浴びる重要な競技であると認識し、組織委員会の大会関係機関と連携し、選手、大会関係者、観客の安全確保及び大会の円滑な進行の確保に努めていく。また、当県での有観客開催に反対する世論もあることから、会場内外での様々なトラブルの発生が予想されるため、主催者側と連携を図り、トラブルの未然防止、テロ等違法行為の未然防止を図っていく。さらに、主催者側警備と連携した警備による事故防止、適切な交通規制と円滑な

交通を確保し、観客の雑踏事故防止及び適切な交通対策を図っていく。」旨の報告を行った。

委員：オリンピック・パラリンピックの開催が決定してから、サイバー攻撃が激化しており、警察も脆弱な部分を攻撃される可能性があると思われるが、対策についてはどの程度出来ているのか。

警備部長：昨年来より、県内のライフライン等重要インフラ事業者やオリンピック・パラリンピック関係事業者に直接、警察官が出向き、最新の手口等を指導しながら、実際に発生した場合における方法、手段を訓練を通じ伝授している。また、外部から第三者の侵入により被害を受ける可能性もあることから、外部からの侵入措置対策についても対応を依頼している。現在、県内において具体的な動向は確認されていない状況である。

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	<p>1 行政文書部分開示決定に対する審査請求に係る裁決案について 総務課企画官から、令和2年3月24日受理の行政文書部分開示決定に対する審査請求に係る裁決案について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>2 審査請求書の受理について 総務課企画官から、令和3年7月7日受理の個人情報開示請求却下に対する審査請求について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>3 審査請求の受理について（2件） 監察課管理官から、運転免許証更新処分に係る審査請求並びに放置違反金納付命令及び放置違反金の納付の督促に係る審査請求の受理について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>4 審査請求の裁決案について 監察課管理官から、運転免許取消処分に係る審査請求の裁決案について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>5 古物商に対する営業停止命令の実施について 生活安全企画課長から、古物商に対する営業停止命令の実施について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>6 警察職員の援助要求に対する同意について 公安課管理官から、警察職員の援助要求に対する同意について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>7 警察職員の援助要求について 警備課管理官から、警察職員の援助要求について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>8 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等 交通聴聞官から、運転免許取消処分に係る意見の聴取等の結果、12件の報告と説明がなされ、審議の上、量定が行われた。</p>	<p>総 務 課</p> <p>総 務 課</p> <p>監 察 課</p> <p>監 察 課</p> <p>生活安全企画課</p> <p>公 安 課</p> <p>警 備 課</p> <p>運 転 教 育 課</p>
【 報 告 事 項 】	<p>1 令和2年度決算に基づく放置違反金収入未済縮減状況等について 交通事故事件捜査指導官から、「令和2年度末の放置違反金の収入未済は326件、464万8,000円（うち令和2年</p>	<p>交 通 指 導 課</p>

度発生分については、141件、201万3,000円)であり、未済率は、0.27% (うち令和2年度発生分については、2.61%)であった。縮減状況としては、未済金額が前年比-64万5,500円(-12.2P)であった。今後も、自主納付を促す電話催促強化、臨戸訪問による現金徴収の強化、財産調査の徹底と預貯金債権差押えの継続実施、コンビニエンスストア収納等の違反金収納拡大に向けた取組を推進し、収入未済縮減に努めていく。」旨の報告があった。